

流山市広告物条例 質疑応答集

第3次改訂版

流山市 都市計画課
令和5年6月7日 改訂

流山市広告物条例Q & A

【改訂履歴】

記号		年月日	改訂内容
	初版	令和元年8月30日	
(い)	第1次改訂版	令和2年4月3日	新たに12問を追加
(ろ)	第2次改訂版	令和4年3月14日	新たに10問を追加・ 2問を一部改正
(は)	第3次改訂版	令和5年6月7日	新たに2問追加

第1次改訂時（令和2年4月3日）に追加された
Q&Aであることを示します。

流山市広告物条例Q & A	
1 ⇒取扱い	
工事現場の仮囲いや足場のネット等に設置した屋外広告物等の取扱いについて。	
(い)	
A	
工事現場の仮囲いや足場のネット等に屋外広告物等を設置した場合は、「壁面 広告物」として取り扱います。 例えば、仮囲いであれば仮囲いの鋼板を、足場のネットであればネットを壁面	

流山市広告物条例Q & A

【用語】

条例…流山市広告物条例（平成30年流山市条例第39号）

規則…流山市広告物条例施行規則（平成31年流山市規則第4号）

審議会規則…流山市広告物条例審議会規則（平成30年流山市規則第38号）

景観条例…流山市景観条例（平成19年流山市条例第48号）

景観計画…流山市景観計画

知識…屋外広告物の知識 第五次改訂版・法令編（株ぎょうせい刊）

～目次（1 / 4）～

I. 定義

ページ番号	質問内容
I-Q 1	チラシスタンド及びチラシボックスは、屋外広告物等に該当するか。
I-Q 2	「展望できる地域」とは、どのような地域か。
I-Q 3	「管理用広告物」とは、どのような広告物が該当するか。
I-Q 4	「道標」や「案内図板」とは、どのようなものか。
I-Q 5	「道路及びその沿線」の「その沿線」とは、どの範囲か。
I-Q 6	「除却届」と「滅失届」の違いは何か。
I-Q 7	「一定期間」とは、どの程度の期間か。（ろ）
I-Q 8	「周辺環境と調和したデザインとすること」とは、どのようなことか。
I-Q 9	法令等で義務付けられている広告物等の取扱いについて。
I-Q 10	「貼り紙」、「貼り札」とは、どのようなものを指すか。
I-Q 11	「壁面広告物」と「横断幕」の違いは何か。
I-Q 12	高さの基点となる「地盤面」とは。
I-Q 13	「道路等にはみ出さないこと」とは、どのようなものか。
I-Q 14	「主たる表示内容が誘導を目的としないもの」とは、どのようなものか。
I-Q 15	目隠しシートやブラインドは特定屋内広告物に該当するか。（い）
I-Q 16	電光掲示板の「表示面積」、「高さ」とは。（ろ）
I-Q 17	「地色は黒色又は原色を使用してはならない」とは。（ろ）
I-Q 18	電光掲示板、液晶等による広告物とは、どのようなものか。（は）

II. 取扱い

ページ番号	質問内容
II-Q 1	敷地が異なる規制地域にまたがる場合の取扱いについて。

～目次（2 / 4）～

ページ番号	質問内容
Ⅱ-Q 2	コーポレートカラーは広告物に該当するのか。
Ⅱ-Q 3	「自家用広告物」における、条例の適用除外について。
Ⅱ-Q 4	一つの建物に複数の店舗が入る場合の広告物の取扱いについて。
Ⅱ-Q 5	駐車場等を一体として利用する場合の独立広告物の取扱いについて。
Ⅱ-Q 6	土地の賃貸借契約書の期間内でしか、許可は有効とならないのか。
Ⅱ-Q 7	内照式の広告物等の取扱いについて。（ろ）
Ⅱ-Q 8	屋内で、ガラス面等から離して表示される大規模な広告物の取扱いについて。
Ⅱ-Q 9	複雑な図形や円形の表示面積の算定方法について。
Ⅱ-Q 10	駐車場誘導表示の判断基準について。
Ⅱ-Q 11	パンチングメタルやルーバー等が取り付けられる開口部に広告物等を設置してよいか。
Ⅱ-Q 12	特定屋内広告物の算定の基礎となる開口部の面積の算定方法について。
Ⅱ-Q 13	庇の屋根面や側面に表示した屋外広告物等の取扱いについて。
Ⅱ-Q 14	庇や軒裏に吊り下げられた屋外広告物等の取扱いについて。
Ⅱ-Q 15	立体物の広告物の取扱いについて。
Ⅱ-Q 16	車体の表面積の算定方法について。
Ⅱ-Q 17	グラデーションのかかった広告物等の取扱いについて。
Ⅱ-Q 18	「一壁面」をどう判断するか。
Ⅱ-Q 19	複合用途の建築物における壁面面積の算定方法について。
Ⅱ-Q 20	広告板を連結させた場合の基数の取扱いについて。
Ⅱ-Q 21	小屋裏や吹き抜け空間を利用し表示、設置する広告物の取扱いについて。
Ⅱ-Q 22	行政界が敷地をまたぐ場合は、どちらの市の規制を受けるか。
Ⅱ-Q 23	写真の彩度の取り方について。

～目次（3 / 4）～

ページ番号	質問内容
Ⅱ-Q24	工事現場の仮囲いや足場のネット等に設置した屋外広告物等の取扱いについて。（い）
Ⅱ-Q25	1棟に複数のテナントが入居する場合の取扱いについて。（い）
Ⅱ-Q26	建築物のバルコニーの壁面や手すりは、壁面面積に算入できるか。（い）
Ⅱ-Q27	1つの屋外広告物等が建築物の屋根ラインにまたがって設置される場合の取扱いについて。（い）
Ⅱ-Q28	室内に設置した半透明のカーテンやスクリーンに、室内側から屋外に向けて映像を投影した場合の取扱い。（い）
Ⅱ-Q29	コンビニ等の店舗入口の上に設置している幕状の広告物は、壁面広告物となるか、広告幕となるか。（ろ）
Ⅱ-Q30	「開口部等」の取り扱いについて。（ろ）
Ⅱ-Q31	壁面と並行でない屋上広告物の表示可能面積について。（ろ）
Ⅱ-Q32	フェンスや塀に設置する屋外広告物等の取扱いについて。（ろ）
Ⅱ-Q33	独立広告物の設置個数基準における道路1面の解釈について。（ろ）
Ⅱ-Q34	ガソリンスタンドについて。（ろ）
Ⅱ-Q35	プロジェクションマッピングの取り扱いについて。（ろ）
Ⅱ-Q36	標識の取扱いについて（は）

Ⅲ. 制定理由


ページ番号	質問内容
Ⅲ-Q1	「道標」、「案内図板」は、条例では適用除外ではないのか。
Ⅲ-Q2	広告物等を窓等の開口部に設置してはならないのはなぜか。

～目次（4 / 4）～

IV. 手続き

ページ番号	質問内容
IV-Q 1	工作物確認が必要な屋外広告物等の手続きについて。
IV-Q 2	1棟に複数のテナントが入居する場合の許可申請等の手続きについて。 (い)
IV-Q 3	安全点検票に添付する写真について。(い)
IV-Q 4	許可期限の異なる種類の屋外広告物等を、一つの申請で許可を受けることはできるか。(い)
IV-Q 5	屋外広告物等の許可を受けたものは、特定屋内広告物の届出はしなくて良いか。(い)
IV-Q 6	屋外広告物等許可証（シール）は、どこに貼り付けたらよいか。(い)
IV-Q 7	既に許可を受けている屋外広告物等を存する敷地内に、新たに屋外広告物等を設置する場合の申請は、新規か。それとも変更か。(い)
IV-Q 8	許可番号の統一化について(ろ)

I. 定義

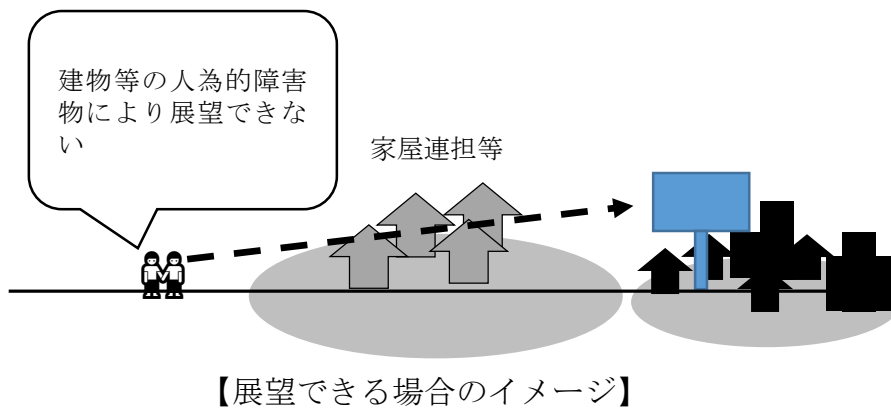
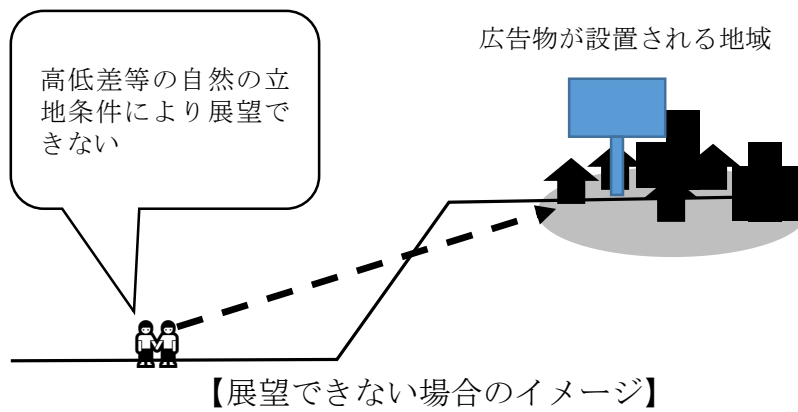
I-Q1	
チラシスタンド及びチラシボックスは、屋外広告物等に該当するか。	
A	
<p>チラシやパンフレットをチラシスタンド及びチラシボックス等に入れて、屋外で公衆の目につくところに常時又は一定期間継続して設置する場合は、屋外広告物等に該当するものとして取り扱います。</p> <p>【理由】</p> <p>チラシスタンドやチラシボックスは、単に街頭で散布することとは異なり、定着性があると判断することから、屋外広告物等に該当するものと考えます。</p>	
	
▲チラシスタンド	
備考	
<p>屋外広告物の要件</p> <p>①常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。</p> <p>②屋外で表示されるものであること。</p> <p>③公衆に表示されるものであること。</p> <p>④看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。</p>	
関連条文等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第2条第1項第1号 ・ 知識… p 12

I-Q2

「展望できる地域」とは、どのような地域か。

A

自然の立地条件により広告物の設置位置が展望できない場合には、その地域は規制対象外（展望できない）とし、また、一方家屋連担等の人為的障害物により当該広告物自体は直接展望できないが、広告物の設置場所を含む一円の地域が展望できる場合は、その地域は規制対象（展望できる）とするものと考えます。



【理由】

「昭和41年7月7日付け建設省発第119号」愛知県土木部長あて建設省都市局長回答によります。

備考

<p>関連条文等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第8条第2項第2号ウ ・ 昭和41年7月7日付け建設省発第119号
--------------	--

I-Q3	
「管理用広告物」とは、どのような広告物が該当するか。	
A	
<p>【管理用広告物とは】</p> <p>条例第13条第1項第9号アに規定される「自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する屋外広告物等」のことを言います。つまりこれは、敷地内に事業所や作業所がなく自家用広告物にはなり得ない広告物で、管理上必要な最小限の屋外広告物等です。</p> <p>具体的には、土地や物件の所有者や管理者の表示、第三者の無断立入を禁止する目的や事故防止の観点から表示されるもので、「○○○管理物件（地）」、「△△△所有地」、「□□□建設予定地」、「私有地につき立入禁止」等を表示する屋外広告物等が該当するものと考えます。</p>	
	
▲管理用広告物の例	
備考	
大規模商業施設の駐車場の利用に関する注意書き看板や、方向指示の矢印等は、管理用広告物には該当しないものと判断します。（事業所や作業所が存在するため。）	
関連条文等	条例第13条第1項第9号ア

I-Q4	
「道標」や「案内図板」とは、どのようなものか。	
A	
<p>【道標】</p> <p>道標とは、公衆の利便性を図るため、施設又はその他の場所への誘導を目的として、道路及びその沿線において、主たる表示内容が、施設又は場所の名称（商標等を含む。）及び方向又は距離を表示するものをいいます。</p> <p>道標の表示面積の目安は、1表示面積が2㎡以下、総表示面積が4㎡以下とします。</p> <p>＜主たる表示内容に該当するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設又は場所の名称（商標等含む） ・方向 ・距離 	 <p style="text-align: center;">▲道標のイメージ図</p>
<p>【案内図板】</p> <p>案内図板とは、公衆の利便性を図るため、施設又はその他の場所への誘導を目的として、道路及びその沿線において、主たる表示内容が、施設や場所を地図や路線図を用い表示するものをいいます。</p> <p>案内図板の表示面積の目安は、1表示面積が5㎡以下とします。</p>	 <p style="text-align: center;">▲案内図板のイメージ図</p>
<p>なお、屋外広告物等で主たる表示内容が、誘導を目的としないものは道標及び案内図板として扱いません。</p>	
備考	
<p>関連する質疑：I-Q14 「主たる表示内容が誘導を目的としないもの」とは。</p>	
<p>関連条文等</p>	<p>規則別表第1（第2条関係）</p>

I-Q5

「道路及びその沿線」の「その沿線」とは、どの範囲か。

A

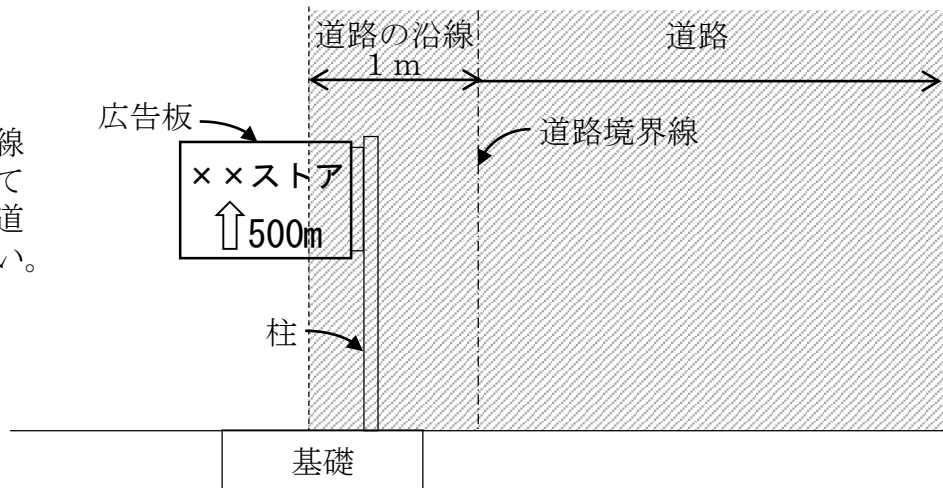
道標は、施設への誘導という公衆の利便性に寄与するものであることから、道路沿いの見やすい位置に設置される必要があります。

「その沿線」の範囲は、道路端から1m以内の範囲と判断します。また、下図のように、広告物の表示内容が斜線で示す範囲内に収まっているものを、道路及びその沿線に設置されているとして道標と判断します。

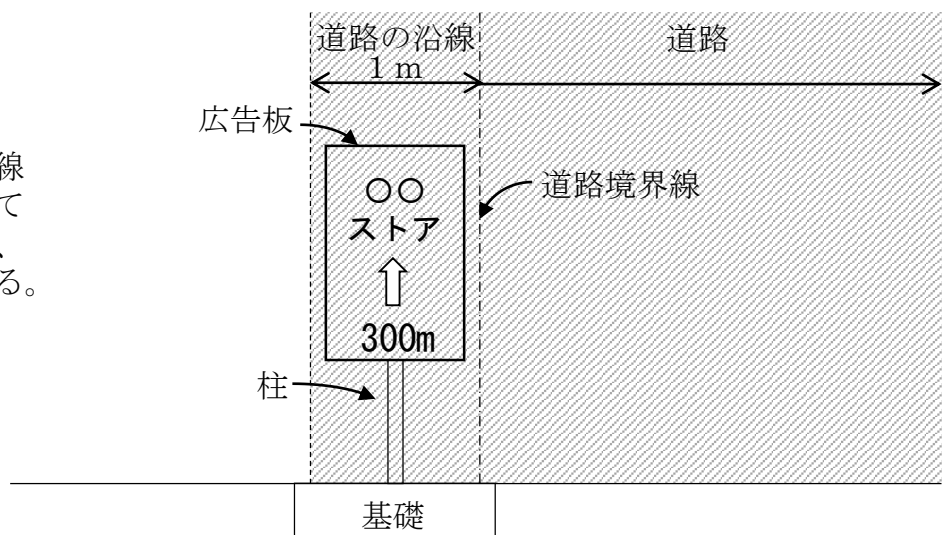
【例（立面図）】



表示内容が斜線部分に収まっていないため、道標と判断しない。



表示内容が斜線部分に収まっていることから、道標と判断する。



備考

関連条文等

規則別表第1（第2条関係）

I-Q6	
「除却届」と「滅失届」の違いは何か。	
A	
<p>除却届は、屋外広告物の許可を受けた物件について、自らの意思で除却した場合、届け出るものです。</p> <p>滅失届は、屋外広告物を掲出する物件について、風雨等の災害や盗難等で自らの意思によらず滅失した場合届け出るものです。</p>	
備考	
関連条文等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除却届…第12号様式（規則第14条関係） ・ 滅失届…第18号様式（規則第20条関係）

流山市広告物条例Q&A

I-Q7	
「一定期間」とは、どの程度の期間か。(ろ)	
A	
<p>お祭りやその他イベントなど一時的に表示又は設置するものは広告物等に該当しません。お祭りやその他イベントの期間は10日～2週間(14日間)程度が一般的であることから、一定期間を<u>14日以上</u>と判断します。</p>	
備考	
関連条文等	条例第2条第1項第2号

流山市広告物条例Q&A

I-Q8	
「周辺環境と調和したデザインとすること」とは、どのようなことか。	
A	
広告物等の意匠（色、形、大きさ、素材、照明など）が周囲の建築物や自然と比べて突出しておらず、街並み全体としてまとまりが感じられることをいいます。	
備考	
関連条文等	規則別表第3（第10条関係）

I-Q9	
法令等で義務付けられている広告物等の取扱いについて。	
A	
<p>他の法令等で、表示を義務付けられているものは市条例第13条第1項第1号の規定に基づき適用除外の対象となります。</p> <p>【法令で必要とされる表示の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンスタンドのセルフ表示（危険物の規制に関する規則第28条の2の5第1号） ・駐車場の料金表示（駐車場法施行令第17条） <p>【ガソリンスタンドのセルフ表示の例】</p> <p>独立広告物</p> <p>適用除外（表示面積に算入しません。）</p> <p>右図のように法令等で必要とされる表示を一部含んでいても、独立広告物の基数は1基であり、 部以外は独立広告物の表示面積に算入します。</p>	
備考	
関連する質疑：II-Q36 法令等で義務付けられている広告物等の取扱いについて。	
関連条文等	条例第13条第1項第1号

I-Q10

「貼り紙」、「貼り札」とは、どのようなものを指すのか。

A

貼り紙は、注意事項や宣伝文などを書き、貼り付けた紙片のことをいいます。
ポスターも貼り紙に該当します。



▲貼り紙の例

貼り札は、ベニヤ板等に紙を貼り、又は合成樹脂、金属などに直接印刷して作成し、建築物又は工作物に針金などを用いて簡易的にくくりつけたものをいいます。



▲貼り札の例

備考

<許可基準>

貼り紙の表示面積：1㎡以下

貼り札の表示面積：0.5㎡以下

(※第1種・第2種規制地域は設置不可。また、貼り札においては、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取りつけられているものに限る。)

関連条文等

- ・規則別表第1 (第2条関係)
- ・知識… p 31

I-Q11	
「壁面広告物」と「横断幕」の違いは何か。	
A	
<p>広告物の素材と取り付け方法に違いがあります。</p> <p>壁面広告物は、建築物の躯体やアンカー等にボルト等で固定されているもので、強固に建築物に定着しているものをいいます。</p>	
 <p style="text-align: right;">▲壁面広告物の例</p>	
<p>横断幕は、素材が横長の布状の素材であり、かつ建築物又は工作物にロープ等を用いて簡易的に設置するものをいいます。</p>	
 <p style="text-align: right;">▲横断幕の例</p>	
備考	
関連条文等	規則別表第1（第2条関係）

流山市広告物条例Q&A

I-Q12	
高さの基点となる「地盤面」とは。	
A	
原則は、建築基準法による建築物や工作物の高さ算定の地盤面と考えます。	
備考	
関連条文等	<ul style="list-style-type: none">・規則別表第1（第2条関係）・規則別表第3（第10条関係）・建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項

I-Q13	
「道路等にはみ出さないこと」とは、どのようなことか。	
A	
<p>突出広告物の許可基準にある「道路等にはみ出さないこと」とは、自己の敷地に屋外広告物等を設置する場合は、自己の敷地からはみ出ないようにすることを規定するものです。</p> <p>具体的には、隣の敷地や道路、公園、水路などの公共用地にはみ出ないことをいいます。</p>	
備考	
関連条文等	<ul style="list-style-type: none"> ・規則別表第1（第2条関係） ・規則別表第3（第10条関係）

I-Q14	
「主たる表示内容が誘導を目的としないもの」とは、どのようなものか。	
A	
<p>商品やサービスなどの宣伝目的の表示をいいます。</p> <p>宣伝目的の表示とは、例えば、飲食店におけるメニューや価格、営業時間の表示、歯科クリニックにおけるサービス（ホワイトニング、歯列矯正など）の表示などが該当します。</p> <p>道標は、その主たる表示内容が施設又は場所の名称（商標等を含む。）及び方向又は距離を表示するものであるため、原則としてこれら以外の表示は宣伝目的の表示に該当するものと判断します。</p>	
備考	
関連条文等	規則別表第1（第2条関係）の「道標」の定義

I - Q 1 5	
目隠しシートやブラインドは特定屋内広告物に該当するか。(い)	
A	
<p>目隠しシート（色のついているものを含む）やブラインド、カーテンそのものは、特定屋内広告物に該当しないものとして取り扱います。</p> <p>ただし、シートやブラインド、カーテンに店舗の店名やロゴを入れたものは、特定屋内広告物に該当するものとして取り扱います。</p>	
備考	
<div style="border: 1px solid black; height: 100px;"></div>	
関連条文等	



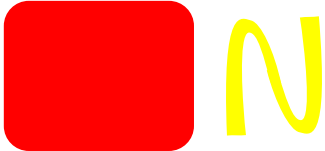

I-Q16	
電光掲示板の「表示面積」、「高さ」とは。(ろ)	
A	
<p>表示面積は、「1表示面積」とします。 高さは、地盤面からの高さとしてします。</p> <p>【理由】 信号機の高さと近似し、誤認を防ぐためです。</p>	
備考	
関連条文等	

I-Q17	
地色は「黒色又は原色を使用してはならない」とは。(ろ)	
A	
<p>屋外広告物の許可基準（共通基準）、特定屋内広告物の基準における「『地色』は黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。以下同じ。）を使用してはならない。」の解釈については、以下のとおりとします。</p> <p>「黒色」：N1</p> <p>「原色」：マンセル値における色相がR系・B系・Y系（YR・GY・G・BG・PB・P・RPを含まない）であり、彩度が当該規制区域における「表示面積1/2以上の部分の彩度の上限値」を超える色</p> <p>（例：第5種規制地域・・・地色に10Y8/12を使用するのは不可 地色に10Y8/9 を使用するのは可 ）</p> <p>ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りではありません。</p>	
備考	
関連条文等	規則別表第1（第2条関係） 規則別表第4、5（第21条関係）

I-Q18	
電光掲示板、液晶等による広告物等とは、どのようなものか。(は)	
A	
<p>電光掲示板、液晶等による広告物等とは、電氣的に発光することにより、常時表示の内容を変更できる装置（電光表示装置）を有する広告物等をいいます。</p> <p>このうち、駐車場（自動車及び自転車の駐車場所）の「満」「空」「混」などの利用状況を表示するもの、及びガソリンスタンドにおける油種の価格を表示するものは、下記のいずれにも該当する場合に限り、条例施行規則に規定する「表示面積1㎡以下、かつ高さ1.5m以下」の制限は受けない広告物等として取扱います。</p> <p>(1) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内に設置されないもの。 (2) 信号機付き交差点の停止線までの範囲に設置されないもの。 (3) 点滅表示（照度の強弱による表示）でないもの。</p>	
<p>上記の範囲内に設置する場合は、「表示面積1㎡以下、かつ高さ1.5m以下」の制限を受ける広告物等として取り扱います。</p>	
備考	
令和5年度第1回広告物審議会	
関連条文等	規則別表第1（第2条関係） 規則別表第3（第10条関係） 規則別表第4、5（第21条関係）

II. 取扱い

II-Q 1	
敷地が異なる規制地域にまたがる場合の取扱いについて。	
A	
<p>2以上の異なる規制地域にまたがる敷地に建つ建築物に設置された広告物等については、その敷地の過半の規制が属する規制地域の基準を適用します。</p> <p>下図の場合、第3種規制地域に係る敷地面積が、全体の敷地面積の過半を占めることから、敷地内の全ての広告物は第3種規制地域の規制を受けます。</p>	
<p>【例】</p> <p><平面図></p> <p>第3種規制地域 ← → 第1種規制地域</p> <p>独立広告物 (第3種の規制を受ける)</p> <p>壁面広告物 (第3種の規制を受ける)</p> <p>建築物</p> <p>道路</p>	
備考	
関連条文等	規則別表第1 (第2条関係)

II-Q2	
コーポレートカラーは広告物に該当するのか。	
A	
<p>特定の企業や団体等の組織を象徴する色（以下「コーポレートカラー」という）は、原則として、広告物に該当します。</p> <p>ただし、単色の場合や表示方法、表示場所によってはこの限りでなく、個別に判断をすることがあります。</p> <p>【広告物に該当する例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の企業や団体等を容易に連想させる色の組み合わせ ・商標登録されているコーポレートカラー <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  </div> <p>【広告物に該当しない例】 ⇒個別の判断をします。 (都市計画課へお問い合わせください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意図せずコーポレートカラーの組み合わせとなる場合 (注意喚起の黄色と黒や赤と白など) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  </div> <p>※企業のロゴ等が入ることで、コーポレートカラーが成立する場合は、広告物に該当します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>赤色単色だけでは、 広告物に該当しない。</p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="text-align: center;">  <p>企業のロゴが入ることで、 コーポレートカラーが成立する場合は 広告物に該当する。</p> </div> </div>	
備考	
関連条文等	条例第2条第1項第1号

II-Q3														
「自家用広告物」における条例の適用除外について。														
A														
<p>【自家用広告物とは】</p> <p>条例第13条第1項第9号ウに規定される「自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事務所又は作業場に表示し、又は設置する屋外広告物等」のことを言います。</p> <p>【適用除外の考え方】</p> <p>自家用広告物の適用除外については、規則で「1敷地当たりの屋外広告物等の総表示面積」と「広告物の種類ごとの個別基準」の2つの規制がかかります。</p> <p>総表示面積の基準及び個別基準の両方を満たす場合は、適用除外に該当します。これ以外のケースは許可申請が必要となります。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>総表示面積基準</th> <th>個別基準</th> <th>許可の要否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>不要（適用除外）</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>×</td> <td rowspan="3">許可が必要</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>		総表示面積基準	個別基準	許可の要否	○	○	不要（適用除外）	○	×	許可が必要	×	○	×	×
総表示面積基準	個別基準	許可の要否												
○	○	不要（適用除外）												
○	×	許可が必要												
×	○													
×	×													
※○は基準を満たす場合、×は基準を満たさない場合														
備考														
<p>適用除外となる広告物と適用除外の対象とならない広告物（広告幕等（※）や立看板等など）が一敷地に混在している場合は、適用除外の対象とならない広告物のみ許可申請が必要となります。</p> <p>※…広告幕等とは、幕、旗又はのぼりをいいます。</p>														
関連条文等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第13条第1項第9号ウ ・ 知識… p 1 0 1 													

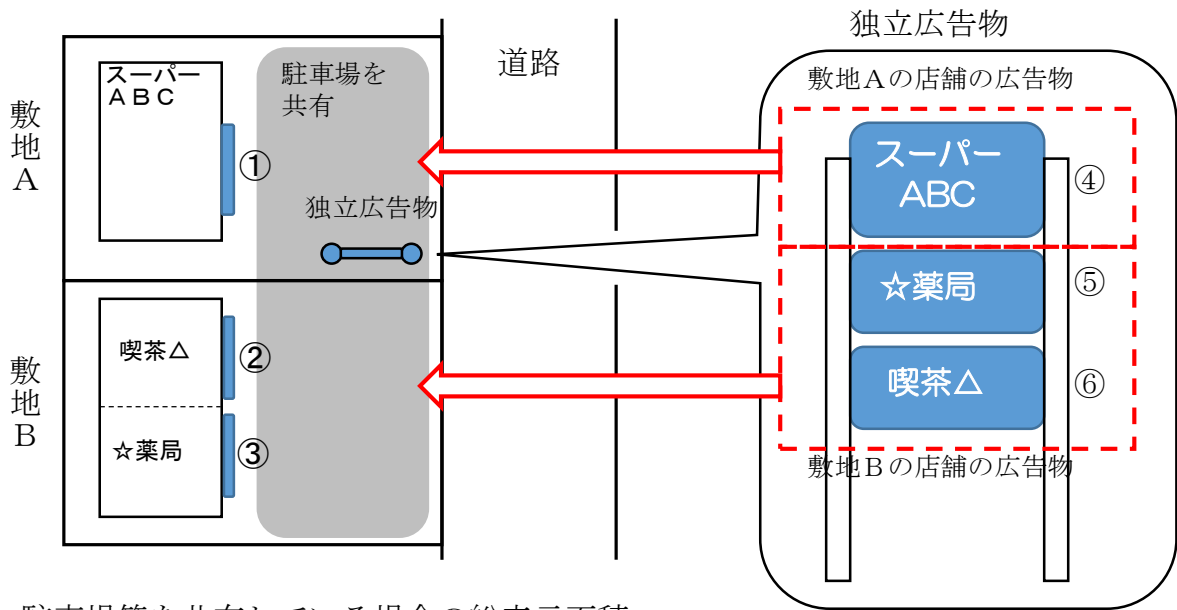
II-Q4	
一つの建物に複数の店舗が入る場合の広告物の取扱いについて。	
A	
<p>ショッピングセンター等の一つの建物に複数の店舗が入り、それぞれの事業者が個々に自家用広告物を掲出する場合、総表示面積はそれらの合計の面積として取扱います。</p> <p>例えば、壁面広告物であれば1つの面に表示される屋外広告物の面積の合計が、1壁面につきその壁面面積の1/10（又は1/5）以下である必要があります。</p> <p>また、突出広告物は建物1棟につき1基とする制限があるため、複数の店舗が入る場合でも、1基までしか設けることができません。</p> <p>同様に、独立広告物も敷地内に1基（2種、5種地域は3基）までの設置の制限を受けます。</p>	
<p>突出広告物や独立広告物は、原則1基まで。（※）</p> <p>壁面広告物（表示面積：A m²）</p> <p>スーパーABC</p> <p>クリーニングO B m²</p> <p>喫茶△△ C m²</p> <p>スーパーABC</p> <p>クリーニングO</p> <p>喫茶△</p> <p>□ : 壁面 ▨ : 開口部</p>	
<p>壁面広告物の総表示面積 = A + B + C ≤ 壁面面積の1/10 or 1/5</p> <p>※個数の制限のほか、設置する地域区分に応じた表示面積等の制限を受けます。</p>	
備考	
<p>上図のように、1基の突出広告物や独立広告物の中に複数の店舗の広告物を表示することはできます。ただし、それらの表示面積の合計を、それぞれの地域区分に応じた表示可能な面積の範囲内に収める必要があります。</p>	
関連条文等	

II-Q5

駐車場等を一体として利用する場合の独立広告物の取扱いについて。

A

【例】



駐車場等を共有している場合の総表示面積
 =敷地A+敷地Bの総表示面積
 =①～⑥の表示面積の合計

第1種～第4種規制地域においては、原則、建築確認申請の際に設定した自己の敷地を越えて、他の敷地に広告物を設置することはできません。

ただし、上図のケースのように、敷地の一部を複数の店舗が共有して利用している場合(※)は、敷地Aと敷地Bは一体の敷地とみなすことができます。したがって、A及びBは共有部分に屋外広告物等を表示・設置することができます。

ただし、上図を見ると一体とみなした敷地に既に独立広告物が1基設置されているため、これ以上設置できないものと取り扱います。(第5種規制地域のみ、あと2基設置可能です。)

(※) 【敷地の一部を共有しているかどうかの判断について】

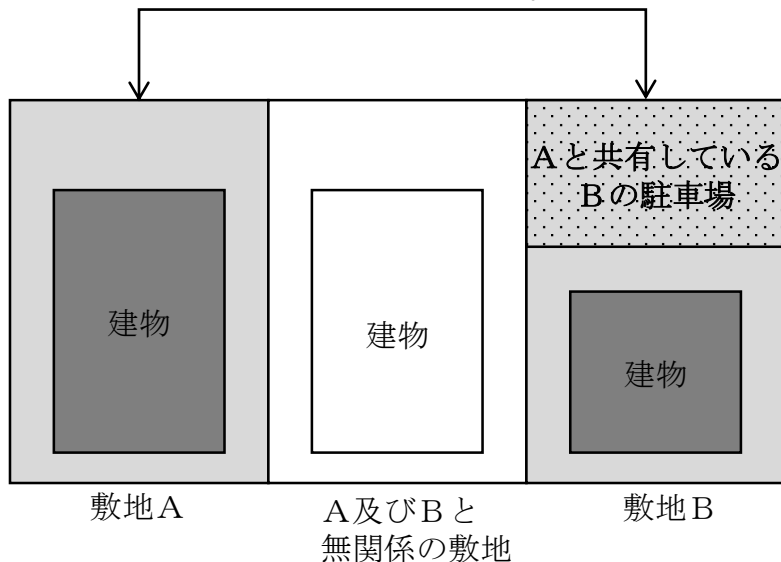
駐車場等を共有しているかどうかは、敷地設定と駐車場の配置関係により個別に判断します。(都市計画課へお問い合わせください。)

▼裏面へ続く▼

例えば、A・B店舗が隣合わない場合（図1）、又は道路を挟んで配置されている場合（図2）は、一体性があるとは言えないため一敷地とみなしません。

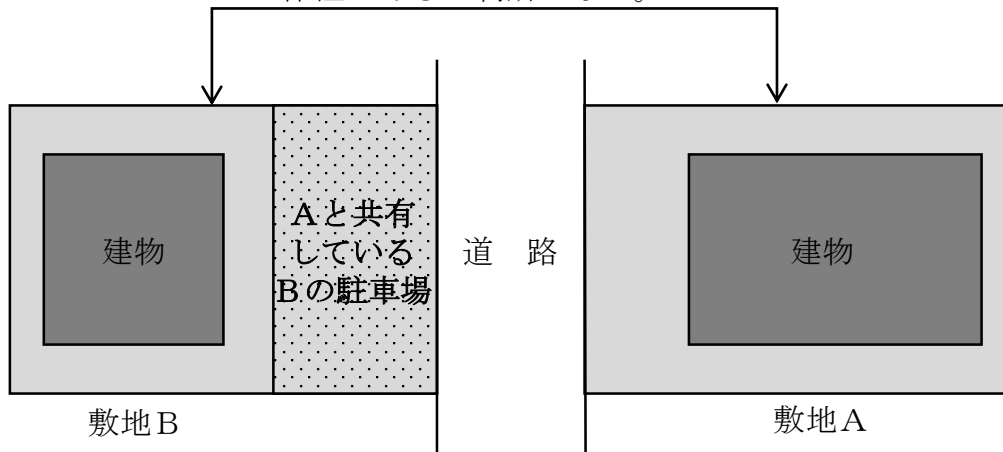
【図1：敷地A及び敷地Bが隣り合っていない場合】

A及びBが隣り合っていない場合は、一体性があると判断しない。



【図2：敷地Aと敷地Bの間に道路がある場合】

道路を挟んで配置されている場合は、一体性があると判断しない。



備考

複数の屋外広告物等があり、適用除外を受けることのできるものと、許可申請が必要なものが一敷地に混在している場合は、すべての屋外広告物等について、許可が必要となることもありますので、事前に都市計画課にご相談ください。

関連条文等




流山市広告物条例Q&A

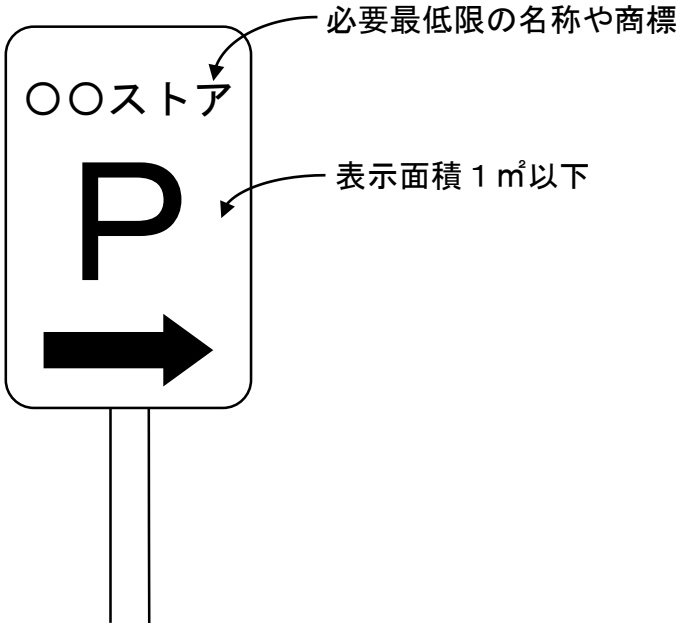
Ⅱ－Ｑ６	
土地の賃貸借契約書の期間内でしか、許可は有効とならないのか。	
Ａ	
土地の契約期間が、屋外広告物等の許可の有効期間より長いことは望ましいことですが、契約期間により許可の有効期間を決定するものではありません。土地の契約書を添付させているのは、トラブル防止のためです。	
備考	
関連条文等	条例第１２条第２項

流山市広告物条例Q & A




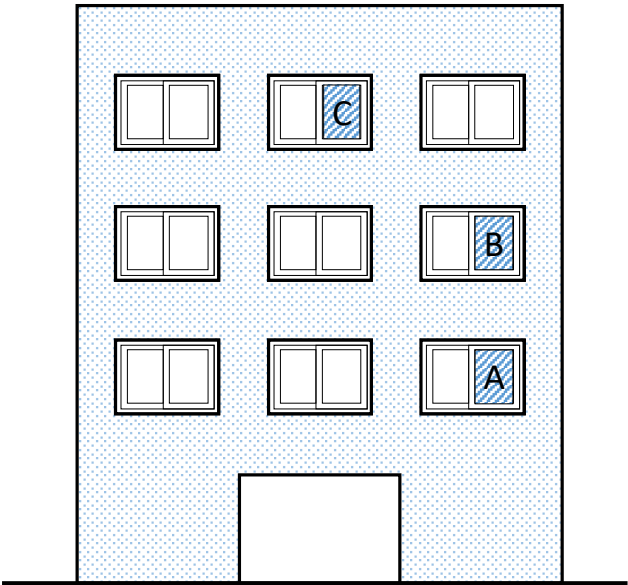
Ⅱ－Ｑ 7	
内照式の広告物等の取扱いについて。（ろ）	
A	
外照式照明と同様に、照明の光を点滅させてはなりません。 <u>また、暖かみや落ち着きのある光源の使用や、落ち着いた夜間景観の演出効果が</u> <u>高い照明方法を工夫してください。</u>	
備考	
<u>景観計画の運用より</u>	
関連条文等	規則別表第 1（第 2 条関係）

Ⅱ－Ｑ８	
屋内で、ガラス面等から離して表示される大規模な広告物の取扱いについて。	
Ａ	
<p>開口部の内側の面から２mを超える位置に屋内用として表示されるものは、特定屋内広告物には該当しません。</p> <p>しかし、２mを超える範囲に、屋外から認識できる大きな広告物を設置する場合は、特定屋内広告物の基準に準拠してください。</p>	
備考	
関連条文等	

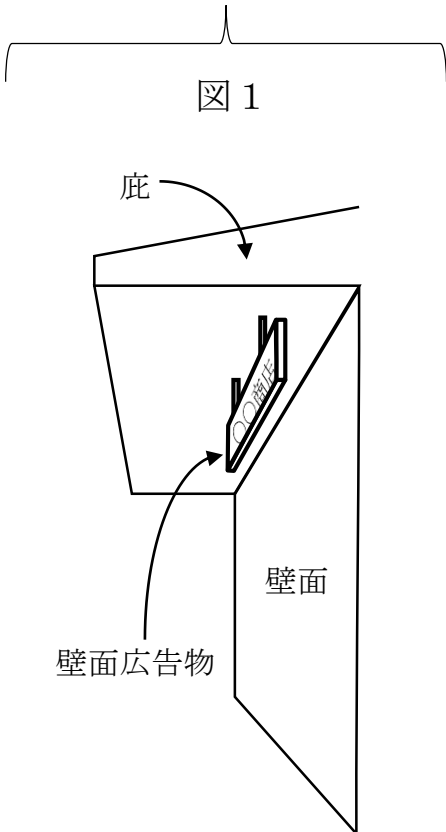
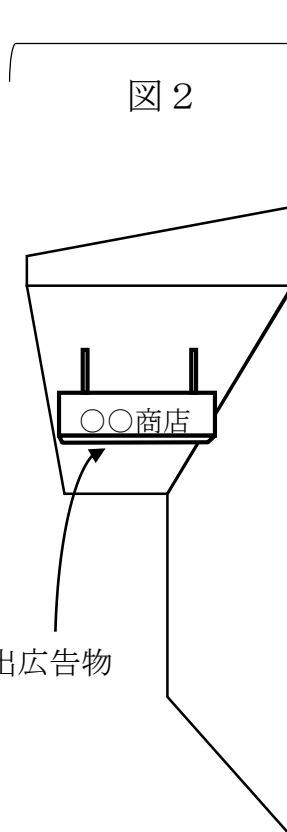
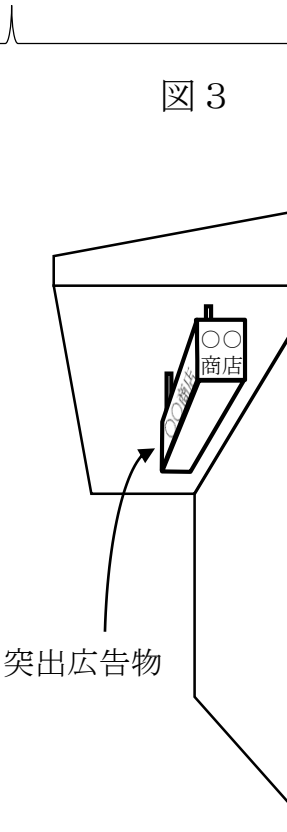
II-Q9	
複雑な図形や円形の表示面積の算出方法について。	
A	
<p>切り文字や複雑な形をした広告物等の表示面積は、見付け範囲に外接する長方形の面積とします。</p> <p>また、円形の広告物等の表示面積は、外接する円の面積とします。</p> <p>【切り文字や複雑な形の場合】</p> <p>下図のような複雑な形の表示面積は、外接する長方形で算出します。</p> <p><例：切り文字></p>  <p><例：カニの形></p>  <p>【円形の場合】</p> <p>右図のような円形の表示面積は、外接する円で算出します。</p> 	
備考	
景観計画の運用より	
関連条文等	

II-Q10	
駐車場誘導表示の判断基準について。	
A	
<p>「P」の文字などや駐車場の方向を示す矢印を組み合わせたもので、1面あたりの表示面積が1㎡以下のものは駐車場誘導表示として扱います。</p> <p>「P」の文字や矢印以外に、物件の名称や商標等を表示する場合は必要最低限に抑えるよう配慮してください。</p> <p>【駐車場誘導表示の例】</p>  <p>The diagram shows a rectangular sign on a post. At the top, it says '〇〇ストア' (〇〇 Store). Below that is a large 'P' symbol, and at the bottom is a thick black arrow pointing to the right. Two arrows point to the sign with labels: one points to '〇〇ストア' with the text '必要最低限の名称や商標' (Minimum necessary name or trademark), and the other points to the 'P' and arrow area with the text '表示面積 1㎡以下' (Display area 1㎡ or less).</p>	
備考	
関連条文等	規則別表第1 (第2条関係)

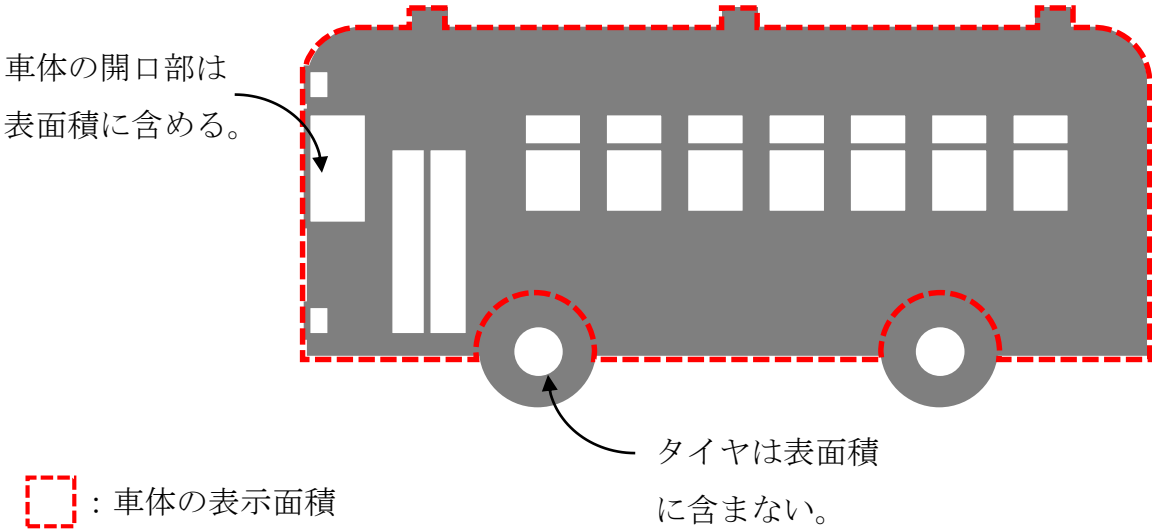
<p>Ⅱ-Q11</p>	
<p>パンチングメタルやルーバー等が取り付けられる開口部に広告物等を設置してよいか。</p>	
<p>A</p>	
<p>開口部の屋外側に取り付けられたパンチングメタルやルーバー等に設置する屋外広告物等は壁面広告物に該当します。</p> <p>ただし、採光の確保がなされない、あるいは避難時における救助活動を阻害するなど、他の法令等を満たさない場合は、設置不可と判断します。（他の法令等を満たしている場合は、設置可能と判断します。）</p>	
<p>ルーバー</p> <p>横断幕</p> <p>壁面広告物 (開口部を塞いでいないため、設置可能。)</p> <p>セール実施中!</p> <p>無料体験実施中!</p> <p>※横断幕であっても、開口部が幕で塞がれることで、採光の確保がなされない場合、設置不可。</p> <p>□ (点線) : 壁面</p> <p>□ (//) : 開口部</p>	
<p>備考</p>	
<p>関連条文等</p>	<p>規則別表第1 (第2条関係)</p>

<p>Ⅱ－Ｑ１２</p>	
<p>特定屋内広告物の算定の基礎となる開口部の面積の算定方法について。</p>	
<p>A</p>	
<p>例えば複数のテナントが入るビルにおいて、特定屋内広告物の算定の基礎となる開口部の面積は、1壁面全ての開口部の面積です。</p>	
<p>  : 壁面  : 開口部 S 1 (㎡)  : 特定屋内広告物 $A + B + C = S 2 \text{ (㎡)}$ </p>	
<p>左図の建物1棟全体で、 $S 2 \leq S 1 \times 1/5 \text{ or } 2/5$ とすること。</p>	
<p>備考</p>	
<p>景観計画の運用より</p>	
<p>関連条文等</p>	<p>規則別表第4及び5（第21条関係）</p>

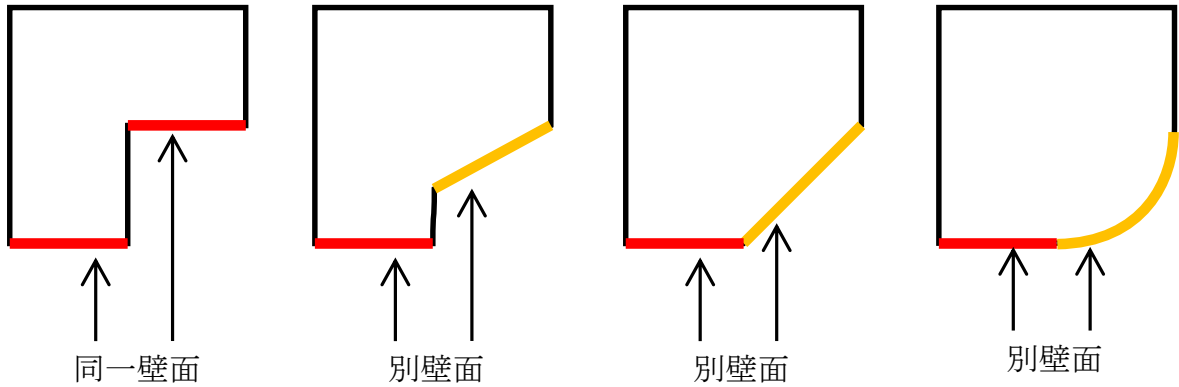
<p>Ⅱ－Ｑ１３</p>	
<p>庇の屋根面や側面に表示した屋外広告物等の取扱いについて。</p>	
<p>A</p>	
<p>下図の①又は②の面に広告物を表示した場合は壁面広告物として扱います。③の面に広告物を表示した場合は、突出広告物に該当します。</p> <p>壁面面積は、庇を含めた建築物の垂直投影面積から開口部等の面積を除いた面積（下図■部分）です。（第２種及び第５種規制地域においては、壁面面積に開口部等の面積を含む）</p> <p>また、広告物の表示面積についても同様に、広告物の垂直投影面積（下図の点線で示す部分）を表示面積として算定します。</p>	
<p>【庇に広告物を設置した例】</p>	
<p>①壁面広告物</p> <p>②壁面広告物</p> <p>③突出広告物</p> <p>建築物正面の垂直投影面</p> <p>■ : 壁面面積</p> <p>□ (点線) : 広告物の表示面積</p>	
<p>備考</p>	
<p>関連条文等</p>	

<p>Ⅱ-Q14</p>	
<p>庇や軒裏に吊り下げられた屋外広告物等の取扱いについて。</p>	
<p>A</p>	
<p>庇や軒裏に吊り下げて設置される屋外広告物等で、その表示面が壁面と平行方向にある場合（図1）は、壁面広告物として扱い、それ以外のケース（例えば、図2及び図3）は突出広告物として扱うことを原則とします。</p>	
<p>図1～図3の例に当てはまらないものについては、個別に判断します。（都市計画課にお問い合わせください。）</p>	
<p>【表示面が壁面と平行な場合】</p>	<p>【図1以外の場合】</p>
<p>図1</p> 	<p>図2</p> 
	<p>図3</p> 
<p>備考</p>	
<p>関連条文等</p>	

II-Q15	
立体物の広告物の取り扱いについて。	
A	
<p>立体物の広告物は、広告看板等と同様にその設置される場所（箇所）により、種別が変わります。</p> <p>例えば、広告物が壁面に設置されれば「壁面広告物」又は「突出広告物」に分類されます。屋上に設置されれば「屋上広告物」、建築物とは別に立体物のみで設置されれば「独立広告物」と判断します。</p> <p>また、表示面積の算出方法は、当該立体物を内包する直方体の各面に投影される面積を表示面積と考えるものと考えます。</p>	
<p>上図の■部分が立体物の投影面積。</p> <p>1 表示面積・・・最大の投影面積を採用する：A (m²)</p> <p>総表示面積・・・各面の投影面積の合計：(A+B+C) × 2 (m²)</p>	
備考	
関連条文等	

II-Q16	
車体の表面積の算定方法について。	
A	
開口部も表面積の算定に含みますが、タイヤは表面積に含みません。	
 <p>車体の開口部は表面積に含める。</p> <p>□ : 車体の表示面積</p> <p>タイヤは表面積に含まない。</p>	
備考	
関連条文等	規則別表第1 (第2条関係)

<p>Ⅱ-Q17</p>	
<p>グラデーションのかかった広告物等の取扱いについて。</p>	
<p>A</p>	
<p>グラデーションにより、彩度の規定値を超える部分を、広告物等の表示面積の1/2以下までとする。</p>	
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> </div> <div style="flex: 1; padding-left: 20px;"> <p>表示面積 $S = x \times y$</p> <p>彩度の数値基準を超えている部分： $(A+B) \text{ m}^2$</p> <p>※ $A+B \leq S/2$ とすること。</p> </div> </div>	
<p>備考</p>	
<p>景観計画の運用より</p>	
<p>関連条文等</p>	

II-Q18	
「1壁面」をどう判断するか。	
A	
<p>1壁面とは、1棟の建築物のうち、同じ角度を向く壁面の合計と捉えます。角度が異なる場合は、別の壁面と捉えます。また、曲面に関しては、1の曲面を1壁面と捉えます。</p> <p>※下図は平面図です。</p> 	
備考	
景観計画の運用より	
関連条文等	

II-Q19

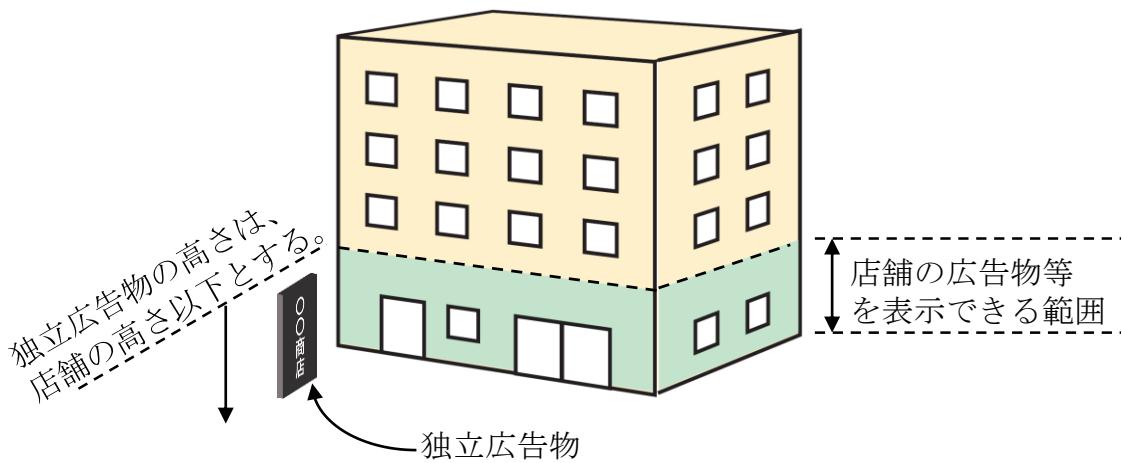
複合用途の建築物における壁面面積の算出方法について。

A

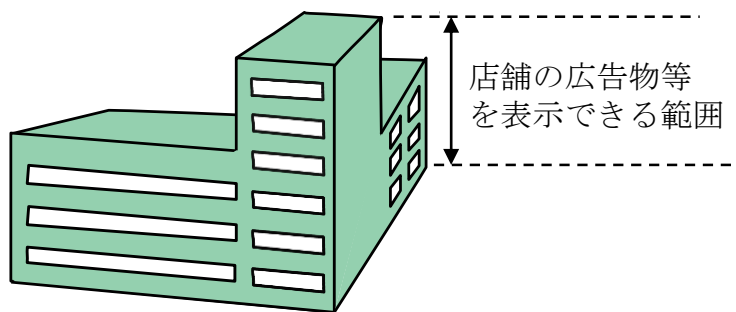
住宅と住宅以外の複合建築物において、住宅以外の広告物を設置する場合の総表示面積算出時の壁面面積は、住宅以外の用途の床を持つ壁面のみとします。また、この場合、店舗の広告物等は住宅部分に表示することはできません。

また、独立広告物を設置する場合は、店舗の高さの範囲内とします。

【店舗＋共同住宅の場合】



【ショッピングセンター（複合商業施設）の場合】



備考

景観計画の運用より

関連条文等

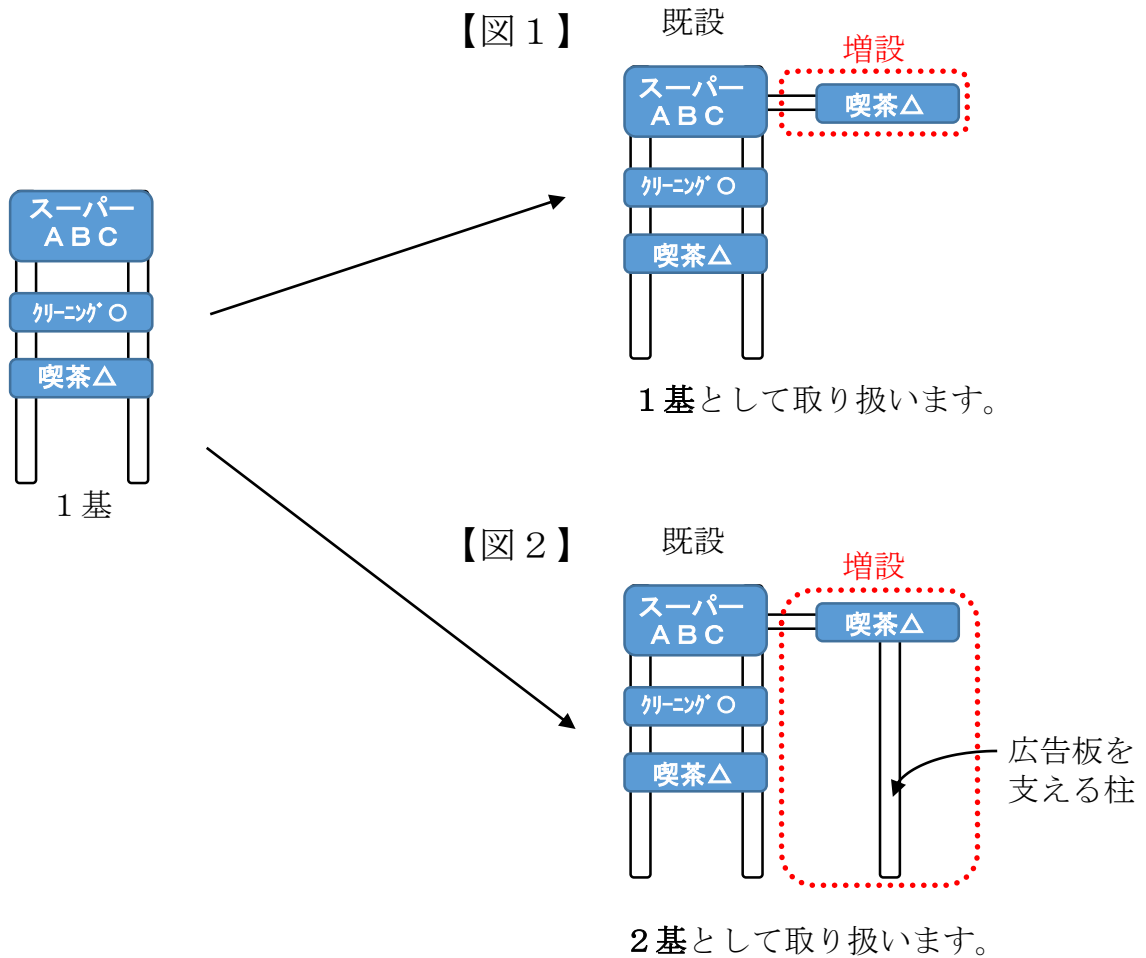
II-Q20

広告板を連結させた場合の基数の取扱いについて。

A

既設の独立広告物に対し、図1のように広告板を添加する場合は、1基として取り扱います。

広告板を支える柱が存在する独立広告物を、連結させた場合（図2）は、2基として取り扱います。



備考

関連条文等

Ⅱ－Ｑ２１	
小屋裏や吹き抜け空間を利用し表示、設置する広告物の取扱いについて。	
A	
<p>小屋裏や吹き抜け空間を利用し一部分を屋根面より突出させた部分に表示、設置する広告物は、屋上広告物として取扱います。</p> <p>【理由】</p> <p>本市景観計画では、「周辺への圧迫感や威圧感を与えるにおける建築物の大規模な壁面については、周辺との調和に配慮し、そのボリューム感を軽減する形態意匠とする。」、「屋根や塔屋等は、周辺の街並みにと調和したものとし、周辺との違和感のある高さやスカイラインの変化を避ける。」等の良好な景観の形成に関する方針に則り、建築物や広告物等の形態意匠等について、一定の制限を行い良好な形成に努めてきた経緯があります。小屋裏や吹き抜け空間を利用し一部分を屋根面より突出させた部分に屋外広告物等を壁面広告物として、表示、設置しようとする行為は、この良好な景観の形成に関する方針には合致しないことから、屋上広告物として取扱い景観計画重点区域では設置しないものとして取扱ってきました。</p> <p>これを受けて流山市広告物条例では、景観計画重点区域にあたる第1種規制地域、第3種規制地域及び第4種規制地域においては、屋上広告物を設置しないものと規定しています。</p>	
備考	
景観計画の運用より	
関連条文等	

II-Q22	
行政界が敷地をまたぐ場合は、どちらの市の規制を受けるか。	
A	
<p>行政界が敷地をまたぐ場合、その敷地内に設置される広告物は、許可基準が厳しい方の市の規制を受けます。</p> <p>また、許可については、流山市の部分にある広告物は流山市の許可を、隣接市の部分にある広告物は隣接市の許可を得る必要があります。</p> <p>【行政界が敷地をまたぐ例（配置図）】</p>	
備考	
関連条文等	

II-Q23

写真の彩度の取り方について。

A

規定の彩度を超えている部分が、表示面積の1/2を超えていないことが、第三者が見てもわかるよう明確に示されていれば、算定方法は限定しません。

算定の例としては、下図のように規定の彩度を超えている部分を囲う四角形を設定し、それらの面積の合計が、表示面積の1/2を超えていないことを示すことなどが考えられます。

【例】

広告物の表示面積：S1 (㎡)



□ : 規定の彩度を超える部分を囲った四角形で面積：S2 (㎡)

色彩基準を満たすことを示す算定式

$$S2 < S1 \times \frac{1}{2}$$

備考

関連条文等

規則別表第1 (第2条関係)

Ⅱ－Ｑ２４

工事現場の仮囲いや足場のネット等に設置した屋外広告物等の取扱いについて。
 (い)

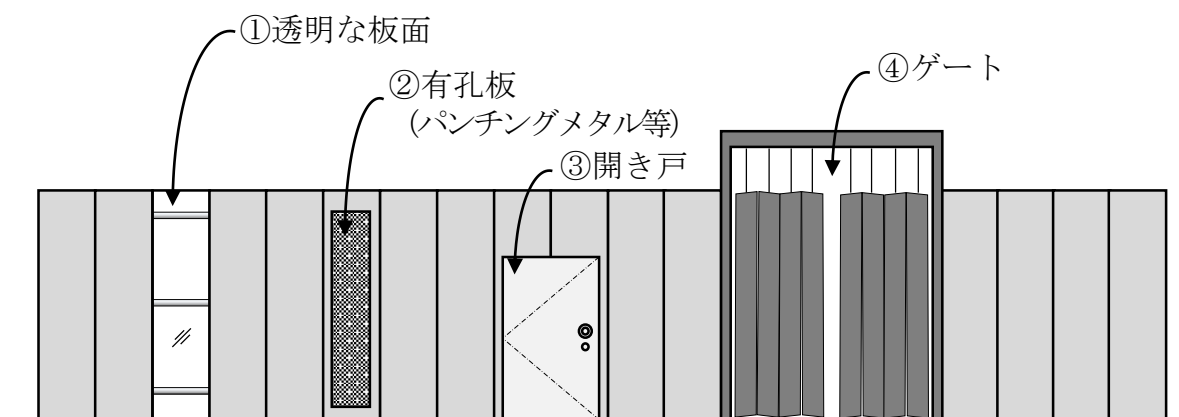
A

工事現場の仮囲いや足場のネット等に屋外広告物等を設置した場合は、「壁面広告物」として取り扱います。

例えば、仮囲いであれば仮囲いの板面を、足場のネットであればネットを壁面としてみなし壁面面積を算定します。

なお、壁面広告物の総表示面積を算定する際は、建築物の場合と同様に各面ごとに算定することとします。

また、下図①及び②のように透視性のある仮囲いは開口部として取り扱いませんが、③及び④のように開き戸や引き戸、ゲート等は開口部として取り扱います。



備考

関連条文等

II-Q25

1棟に複数のテナントが入居する場合の取扱いについて。(い)

A

1棟に複数のテナントが混在するテナントビルにおいては、例えば図1のような場合、テナント間でトラブルが生じることが想定されます。

図1では、第5種規制地域において、テナントAがテナントB及びCよりも先に壁面広告物を設置し、その後テナントBとCが壁面広告物を設置しようとするケースを例示しています。図1の壁面に表示可能な面積が15㎡であるとする、本来であれば、この15㎡を3つのテナントにおいて公平に分け合うべきです。

しかし、先に壁面広告物を設置するテナントAが、この壁面に表示可能な面積の全てを占めることで、テナントBとCは壁面広告物を設置することができません。

このような事態を防ぐために、原則として図2のように各テナントの壁面広告物の表示面積を、自身のテナント部分の壁面面積の1/5以下に抑えるように計画してください。

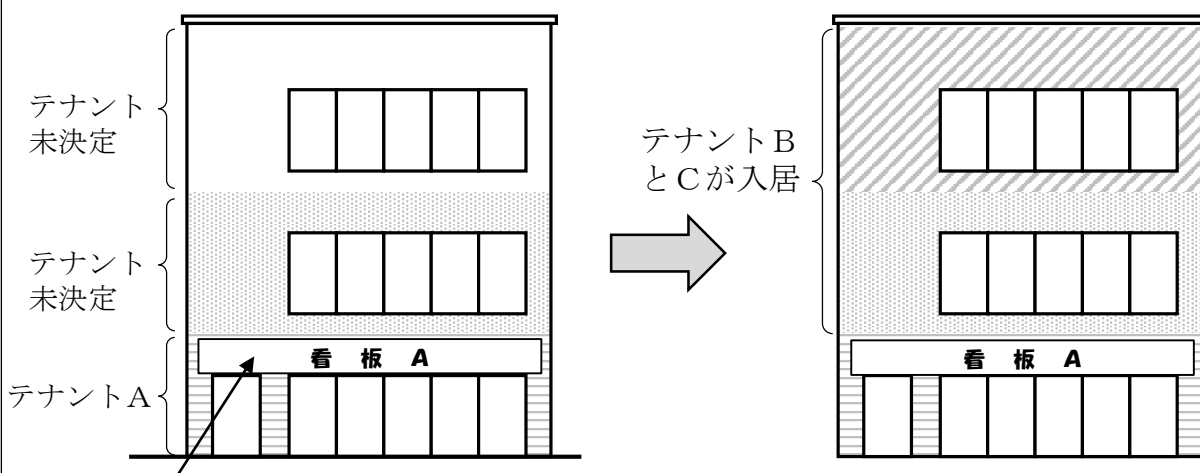
【図1】 建物の壁面面積：75 (㎡) ⇒表示面積15 (㎡) まで設置可能

＜テナントA入居時＞

テナントAの看板のみで、この壁面に表示可能な面積を使ってしまっている。

＜その後テナントBとCが入居＞

テナントA以外が壁面広告物を出すことができなくなってしまう。



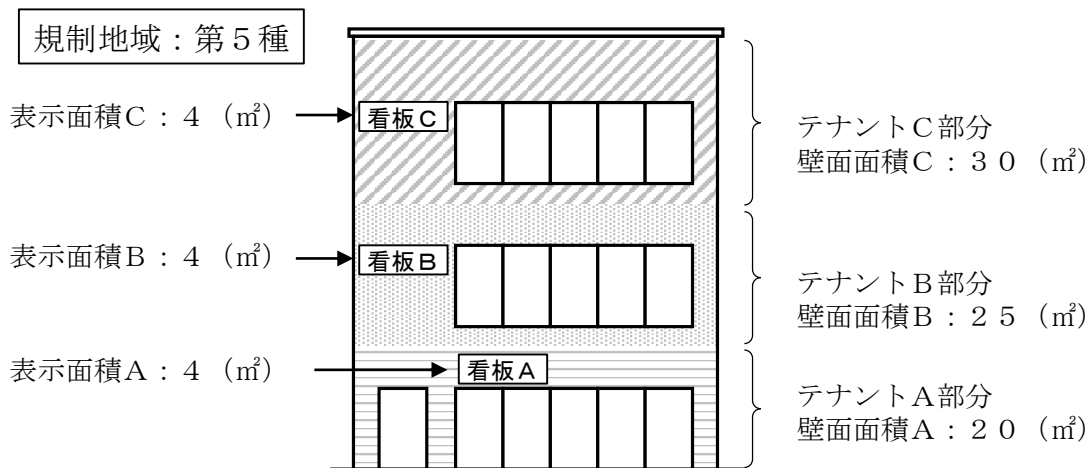
表示面積A：15 (㎡)

備考

関連する質疑：IV-Q2 1棟に複数のテナントが入居する場合の許可申請等の手続きについて。

関連条文等

【図2：表示面積を各テナントの壁面部分の1/5以下に抑えることでトラブルを防ぐ場合】



備考

関連する質疑：Ⅳ-Q2 1棟に複数のテナントが入居する場合の許可申請等の手続きについて。

関連条文等


II-Q26

建築物のバルコニーの壁面や手すりは、壁面面積に算入できるか。(い)

A

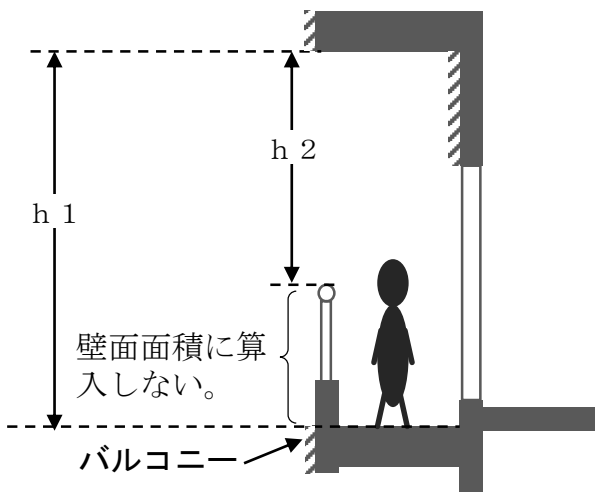
図1のように、手すりの天端から天井までの高さ(h2)が、バルコニーの床面から天井までの高さ(h1)の1/2以上である場合は、バルコニーの壁面及び手すりは壁面面積に算入しません。

反対に図2の場合は、壁面及び手すりは壁面面積に算入します。

・・・壁面面積の算定のための壁面

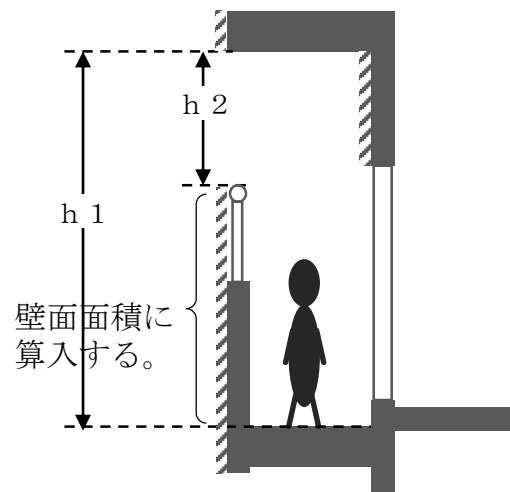
【図1：バルコニーの壁面や手すりを算入しない場合】

$$h1 \times 1/2 < h2$$



【図2：バルコニーの壁面や手すりを算入する場合】

$$h1 \times 1/2 \geq h2$$



備考

関連条文等

II-Q27	
<p>1つの屋外広告物等が建築物の屋根ラインにまたがって設置される場合の取扱いについて。(い)</p>	
A	
<p>1つの屋外広告物等が建築物の屋根ラインにまたがって設置される場合、図1のように屋根ラインの上部の広告物は屋上広告物として、屋根ラインよりも下部の広告物は壁面広告物として取り扱います。</p> <p>この場合の壁面広告物の壁面面積は、図2のように屋根ラインより下部の壁面とします。</p> <p><u>手数料は表示面積が過半となる種類の広告物について徴収します。</u></p>	
<p>【図1】</p> <p>屋上広告物として取り扱う。 } 壁面広告物として取り扱う。 {</p> <p>▼屋根ライン</p>	
<p>【図2】</p> <p>▼屋根ライン</p> <p>壁面広告物の壁面面積</p>	
備考	
<p>屋上広告物の取扱いに関する他のQ&Aとして、「II-Q21：小屋裏や吹き抜け空間を利用し表示、設置する広告物の取扱いについて。」を併せてご確認ください。</p>	
関連条文等	

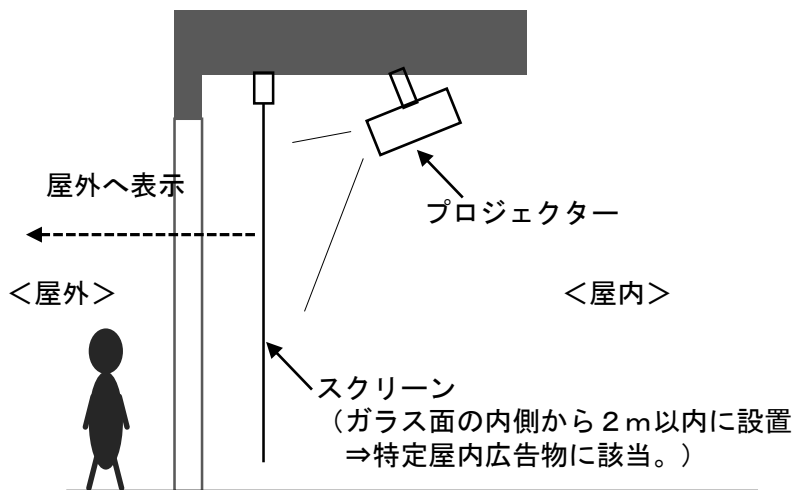
II-Q28

室内に設置した半透明のカーテンやスクリーンに、室内側から屋外に向けて映像を投影した場合の取扱い。(い)

A

映像の投影面が開口部のガラス面の内側から2m以内に位置する場合は、特定屋内広告物に該当します。

また、カーテンやスクリーンに投影した広告物は、液晶等に類するものとして取り扱うことから、特定屋内広告物の「電光掲示板、液晶等による特定屋内広告物の表示面積」の制限の対象となります。

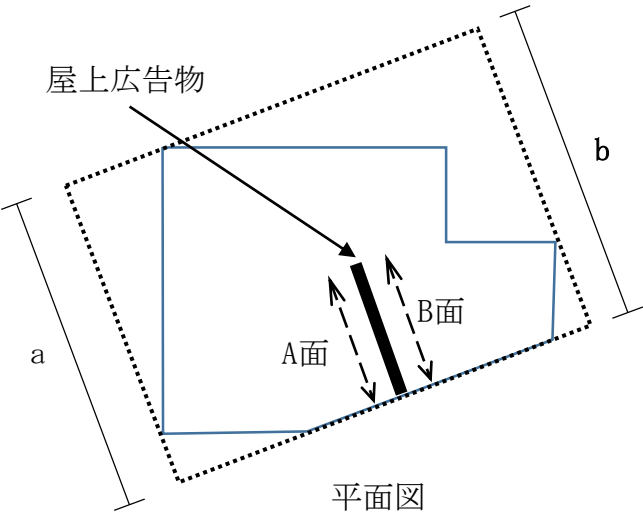


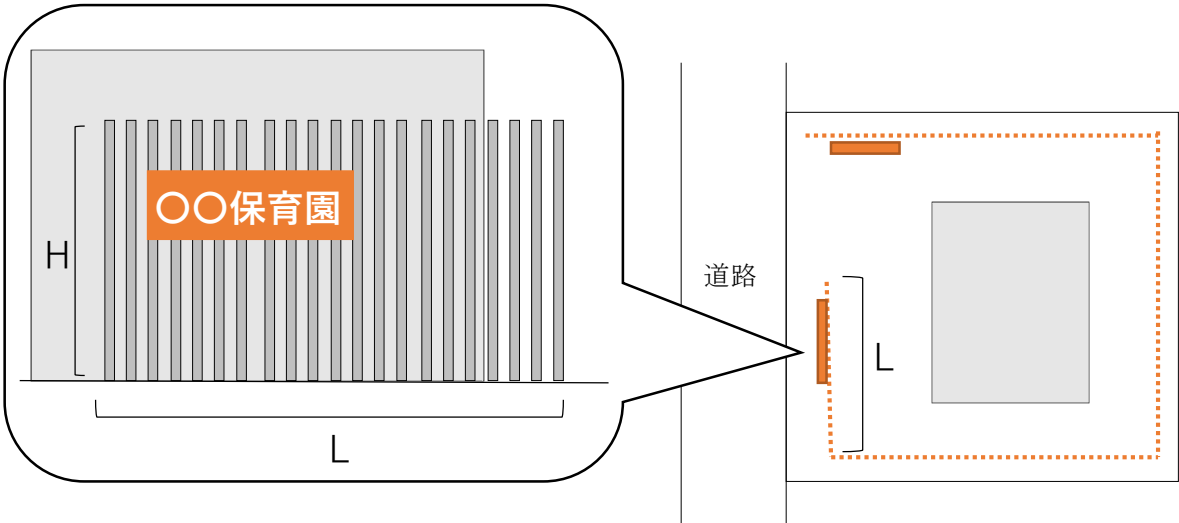
備考

関連条文等

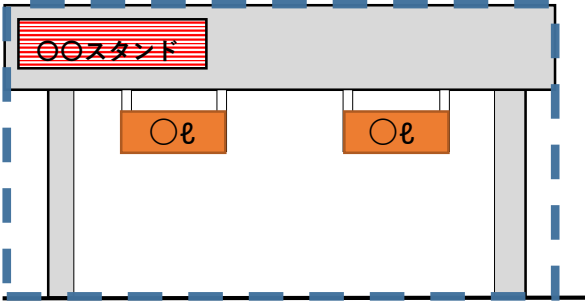
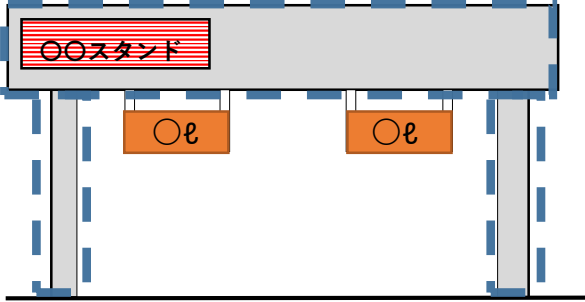


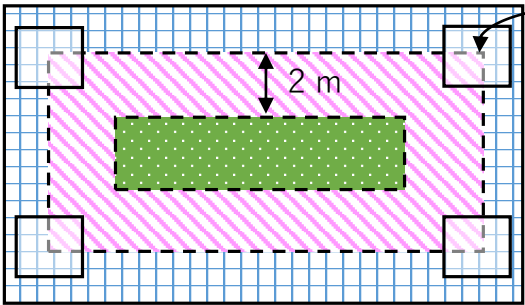



II-Q29	
<p>コンビニ等の店舗入口の上に設置している幕状の広告物は、壁面広告物となるか、広告幕となるか。(ろ)</p>	
A	
<p>広告幕として取り扱います。許可の有効期間は1月以内となります。</p> <p>【理由】</p> <p>壁面広告物等の構造が堅牢な広告物は、長期間の掲出を目的として設置されるため、許可の期間を最大で3年間としています。本広告物は、老朽化の早い素材の広告物であり、頻繁に変更されることが想定されるため、広告幕として取り扱います。</p>	
備考	
<p>関連する質疑：II-Q14 庇や軒裏に吊り下げられた屋外広告物等の取扱いについて。</p>	
関連条文等	<p>・知識… p 106</p>

II-Q30	
「開口部等」の取扱いについて。(ろ)	
A	
<p>開口部等とは建築基準法で定める機能（採光、排煙、避難及び消防活動上の機能等）を確保する部分の他に、意匠として建築物の内部を見通すことができる壁面（窓ガラス、ガラス扉、その他これらに類するもの）も該当すると判断します。</p> <p>このため、屋内側のガラス面にシールやパネルを貼ることで壁面化しても、開口部等への広告物の設置となることから、基準に不適合であると判断します。ただし、ガラス等を取り外し、パネルをはめ込むような方法であれば、広告物を設置するための「壁面」とであると判断します。</p> <p>また、窓のサッシについても開口部等に該当し、開口部の面積に含むものとして取り扱います。</p>	
備考	
<p>関連する質疑：III-Q2 広告物等を窓等の開口部に設置してはならないのはなぜか。</p>	
関連条文等	規則別表1（第2条関係）

II-Q31	
壁面と平行でない屋上広告物の表示可能面積について (ろ)	
A	
<p>壁面を屋上広告物の向いている方向と平行に投影した時の面積を基準とします。</p> <p>【理由】</p> <p>屋上広告物の1表示面積は、壁面の見附面積に対する一定の割合を上限としているが、屋上広告物が複数の壁面から観測できる場合、屋上広告物の面を正面に見たときに視界に映る壁面の面積を基準とすることが妥当であると考えます。</p>	
 <p style="text-align: right;">A面の表示面積は、投影面aの面積の1/5以下まで (第5種規制地域の場合)</p>	
備考	
関連条文等	

II-Q32	
フェンスや塀に設置する屋外広告物の取り扱いについて。(ろ)	
A	
<p>敷地を囲う外構（塀・フェンス・柵）に広告物を設置する場合、「壁面広告物」の個別基準を準用します。（ただし、針金などを用いて簡易的にくりつけたものは、「貼り札」として取り扱います。）</p> <p>この場合、壁面広告物の表示可能面積を算定する際は、建築物の場合と同様に、外構の各面ごとに面積を算定することとします。</p> <p>ただし、広告物を掲出するために独立して造作された塀等に掲出する場合は、「独立広告物」として取り扱うケースがありますので、都市計画課に相談してください。</p>	
 <p>The diagram illustrates the calculation of wall area for an outdoor advertisement. On the left, a fence with vertical slats is shown with a sign '〇〇保育園' (Oo Kindergarten) attached. The height of the fence is labeled 'H' and the length is labeled 'L'. A callout bubble points to a side view of the fence, showing the sign's vertical placement with a height dimension 'L' and a horizontal dimension 'L'. A road labeled '道路' is shown adjacent to the fence. A dashed orange line indicates the boundary of the sign's placement area.</p>	
壁面面積は $H \times L$ として計算する。	
備考	
<p>関連する質疑：</p> <p>I-Q10 「貼り紙」、「貼り札」とは、どのようなものを指すのか。</p> <p>II-Q24 工事現場の仮囲いや足場のネット等に設置した屋外広告物等の取扱いについて。</p>	
関連条文等	規則別表第1（第2条関係）

II-Q33	
独立広告物の設置個数基準における道路1面の解釈について。(ろ)	
A	
<p>第1種・第3種・第4種規制地域における独立広告物は、敷地が道路に2面以上接している場合、それぞれの面に対し1個まで表示が可能です。</p> <p>道路1面の解釈については、敷地に接する道路が内角120度以内に交わる角地の場合は、道路に2面以上接しているとして取り扱います。(三差路や四差路など交差点となっている場合は除きます。)</p>	
<p style="text-align: center;">$\theta \leq 120^\circ$ の場合</p> <p style="text-align: center;">● : 曲がり始まる点</p>	
※原則「道路1面」ですが個別に判断します。	
備考	
関連条文等	規則別表第1 (第2条関係)

II-Q34	
ガソリンスタンドの広告物について。(ろ)	
A	
<p>ガソリンスタンドのキャノピーの屋外広告物は、「壁面広告物」として取り扱います。壁面広告物の総表示面積（1壁面ごとの表示面積の合計）の基準の元となる壁面面積については、図1、2のとおり判断します。</p> <p>キャノピー下に吊り下げる広告物については、「壁面広告物」として取り扱いますが、採光の確保がなされない、あるいは避難時における救助活動を阻害するなど、他の法令等を満たさない場合は、設置不可と判断します。</p> <p>また、キャノピー下にある広告物については、図3のとおり設置箇所により広告物等に該当するか判断します。屋内の広告物（対象外）であっても、良好な景観形成のため、可能な限り許可の基準に適合するように努めてください。</p>	
<p>【図1】（第2、5種規制区域）</p> 	<p>【図2】（第1、3、4種規制区域）</p> 
 . . . 壁面面積として取り扱う	
<p>(例) 第5種規制区域における壁面広告物の表示可能面積は、 部分の1/5まで</p>	
<p>【図3】</p> 	<p>柱の中心</p> <ul style="list-style-type: none">  . . . 屋外広告物  . . . 特定屋内広告物  . . . 屋内の広告物（対象外）
備考	
<p>関連する質疑：II-Q14 庇や軒裏に吊り下げられた屋外広告物等の取扱いについて。</p>	
関連条文等	規則別表第1（第2条関係）

II-Q35					
プロジェクションマッピングの取り扱いについて。(ろ)					
A					
<p>プロジェクションマッピングを壁面に投影する場合も、屋外広告物に該当すると判断します。適用除外の基準については、「壁面広告物」の基準を準用します。</p>					
	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
広告物の種類	自己用広告物				
総表示面積（1壁面事の表示面積の合計）	壁面面積（開口部除く）の1/10以下かつ5㎡以下（※）	壁面面積（開口部含む）の1/5以下かつ5㎡以下（※）	壁面面積（開口部除く）の1/10以下	壁面面積（開口部含む）の1/5以下	
その他	周辺環境への配慮をすること。（急激な点滅不可、深夜帯の表示を避ける等）				
<p>※軒高が7mを超える建築物にあつては、10㎡以下</p>					
備考					
<p>道路交通の安全を阻害するおそれのないよう、関係機関と十分協議を行ってください。</p>					
関連条文等	<p>規則別表第3（第10条関係） 知識p154「投影広告物条例ガイドライン」</p>				

II-Q36	
標識の取扱いについて (は)	
A	
<p>下記の場所もしくは位置を表示する標識については、条例第13条第1項第1号の適用除外として取り扱います。下記に該当するかは、個別に判断しますので都市計画課までご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校（学校教育法第1条に規定する学校。） ・ 市役所等の公共施設 ・ 病院（医療法に規定する病院。） ・ 救急診療所（救急病院等を定める省令に規定する救急診療所） ・ 著名な観光上の中心地、公園、名所、旧跡及び建造物等 ・ 停車場、フェリーボートの乗船場の交通施設 ・ 道路管理者や公安委員会以外の者が道路工事等で交通の安全と円滑な運行を目的として表示するもの 	
備考	
関連する質疑： I-Q9 法令等で義務付けられている広告物等の取扱いについて。	
関連条文等	

Ⅲ. 制定理由

Ⅲ－Ｑ１	
「道標」、「案内図板」は、条例では適用除外ではないのか。	
A	
<p>千葉県屋外広告物条例では、「道標」及び「案内図板」について、適用除外が設けられていました。しかし、流山市広告物条例では、「道標」及び「案内図板」も広告物等として扱いますので、広告物等の表示又は設置の方法に応じた規制を受けることとなり、許可申請が必要となります。</p>	
備考	
<p>公共施設の案内板については、条例第１３条第１項第２号の「国又は地方公共団体が公共目的をもって表示し、又は設置する屋外広告物等」に該当するため、適用除外となります。</p> <p>民間の施設の案内板については、当該規定が適用できないため通常の広告物の制限の範囲内で表示等を行うこととなります。</p>	
関連条文等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第１３条 ・ 規則別表第１（第２条関係）

流山市広告物条例Q & A

Ⅲ－Ｑ２	
広告物等を開口部に設置してはならないのはなぜか。	
Ａ	
壁面広告物を窓等の開口部に設置することにより、採光・排煙・通風が確保されなくなることや、災害時において、消防隊の救助活動に支障をきたす広告物を規制するためです。	
備考	
関連条文等	規則別表１（第２条関係）

IV. 手続き

IV-Q 1	
<p>工作物確認が必要な屋外広告物等の手続きについて。</p>	
A	
<p>工作物確認申請前に、屋外広告物等の許可を受ける必要があります。許可書は確認申請提出時に添付する必要があります。</p> <p>工作物確認が必要な屋外広告物等の許可書には、工作物検査済証の交付を受ける旨の条件が付されます。</p> <p>工作物検査済証の写しは、完了届に添付してください。（完了届の提出は郵送可。）</p>	
<pre> graph TD subgraph "流山市広告物条例" A[許可申請] --> B[許可] B --> C[完了届] end subgraph "建築基準法" D[確認申請] --> E[確認済証] E --> F[完了検査] F --> G[検査済証] end subgraph "事業者" H[計画] --> A I[着工] --> J[工事完了] K[竣工] end H --> A A --> B B -- "許可書の写しを添付" --> D D --> E E --> I I --> J J --> F F -- "検査済証の写しを添付" --> C G --> K </pre>	
備考	
関連条文等	

IV-Q 2	
1 棟に複数のテナントが入居する場合の許可申請等の手続きについて。(い)	
A	
<p>建物の管理者又はオーナーが、入居している各テナントを取りまとめた上で、手続きすることが望ましいです。</p> <p>入居している各テナントが別々に許可申請等の手続きを行う場合で、その後のテナントの入れ替え等により広告物等の表示又は設置について協議が必要な場合は、テナント所有者（管理者）と広告主で協議を行い、条例の規定を遵守するよう、表示又は設置する広告物等の調整を行う旨の書面を連名で提出してください。</p>	
備考	
<p>関連する質疑：II-Q 2 5 1 棟に複数のテナントが入居する場合の取扱いについて。</p>	
関連条文等	

IV-Q 3	
安全点検票に添付する写真について。(い)	
A	
<p>安全点検票には、写真の添付が必要です。</p> <p>安全点検票に添付する写真は、点検箇所ごとに点検時の写真を添付してください。</p>	
備考	
関連条文等	

IV-Q 4	
許可期限の異なる種類の屋外広告物等を、一つの申請で許可を受けることはできるか。(い)	
A	
<p>期限が異なる種類の屋外広告物等であっても、申請を一にすることはできます。ただし、交付する許可書は1枚のみとなります。</p> <p>許可の更新時に混乱を避けるため、許可期限の異なる種類の屋外広告物等は別々に申請することを推奨いたします。</p>	
備考	
関連条文等	

IV-Q 5	
屋外広告物等の許可を受けたものは、特定屋内広告物の届出はしなくて良いか。 (い)	
A	
<p>屋外広告物等の許可を受けた物件であっても、特定屋内広告物を1壁面あたり3㎡以上表示する場合には、別に届出が必要となります。</p> <p>なお、屋外広告物等と特定屋内広告物を同時に表示・設置する場合は、許可申請と届出の両方の手続きが必要となりますが、事前協議書の手続きはまとめて行うことが可能です。</p>	
備考	
関連条文等	

IV-Q 6	
屋外広告物等許可証（シール）は、どこに貼り付けたらよいか。（い）	
A	
<p>許可対象の屋外広告物等の見やすい位置に貼り付けなければなりません。</p> <p>ただし、建築物の上部に設置されている場合や、複数の許可対象がある場合やむを得ない場合、屋外広告物等が設置される建築物等の見やすい箇所に貼り付けてください。</p>	
備考	
関連条文等	

IV-Q 7	
既に許可を受けている屋外広告物等を存する敷地内に、新たに屋外広告物等を設置する場合の申請は、新規か。それとも変更か。(い)	
A	
既に許可を受けている物件と、新たに許可を得た物件を混同するのを避けるため、新規に許可申請を行ってください。	
備考	
関連条文等	

IV-Q 8	
許可番号の統一化について。(ろ)	
A	
<p>更新時に許可番号の統一化を依頼する文書を提出することで、許可番号の統一化を可能とします。</p> <p>(例) 先にサインAが付き、2か月後にサインBが追加で新規設置になる場合</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> サイン A サイン B </div>	
備考	
関連条文等	